政見放送及び経歴放送実施規程の一部を改正する告示の概要

公職選挙法の一部を改正する法律(平成30年法律第65号)の施行に伴い、参議院 選挙区選挙における政見放送に関して所要の規定の整備を行う。

1. 改正の概要

(1) 持ち込むことができる政見の種類

持込みビデオ方式において、候補者が持ち込むことができる政見は、候補者1人に つきテレビ又はラジオによる政見放送につきそれぞれ全放送局を通じて1種類とする。

(2) 参議院選挙区選挙における政見放送の録音又は録画の回数

日本放送協会及び基幹放送事業者に対して、候補者から日本放送協会において録音 又は録画した物を使用して政見放送を行うよう申込みがあったときは、当該基幹放送 事業者は当該録音又は録画した物を使用して政見放送を行うこととする。

(3) 参議院選挙区選挙における政見放送への手話通訳の付与

候補者から申込みがあったときは、日本放送協会及び基幹放送事業者は手話通訳を 付して政見を録画するものとする。

(4) その他所要の規定の整備を行う。

2. スケジュール

公布日:平成30年12月21日(金) 施行日:平成30年12月25日(火)

(公職選挙法の一部を改正する法律 (平成 30 年法律第 65 号) の施行日と同日)